

## 第37回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和3年7月27日(火) 午後2時01分～午後3時15分

2 開催場所 西有家総合学習センターカムス 3階ホール

(農業委員)

1番	水田 勇	4番	山下勝也	5番	松川 正	6番	寺田健蔵
7番	植木健太郎	8番	永池弘美	9番	岡本敬一	10番	平 光正
11番	小川一英	12番	岩永豊一	13番	山口繁富	14番	長橋世紀
15番	太田香代子	16番	多比良豊徳	17番	山本幸彦	18番	中野裕二

会長 中川繁憲

(農地利用最適化推進委員)

20番	北岡新市	21番	内田一郎	23番	中村修治	25番	井村秀裕
26番	太田義基	27番	本村龍次	28番	寺田秀則	31番	伊藤忠雄
32番	田中八郎	33番	相川 徳	34番	山口俊一	35番	松尾和昭
37番	岡田裕弥	38番	神崎好史	39番	中村康弘	40番	原田久也
41番	野原重光	42番	楠田耕三	43番	寺田俊秀	44番	末續公德
45番	宮崎 努	47番	宮崎陽一	48番	相良栄一郎		

4 欠席委員

(農業委員)

3番 林田康德

(農地利用最適化推進委員)

19番	大平幸博	22番	本多利任	24番	井村正則	29番	田浦康智
30番	末吉秀明	36番	荒木登司郎	46番	木下勝徳		

5 議事録署名委員 18番 中野裕二 4番 山下勝也

6 事務局出席者 松尾 強 山本忠介 本多 守 円口智仁 塩田一幸  
佐藤佳奈

[ 日 程 ]

議案第209号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第210号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第211号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第212号 農用地利用集積計画の決定について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について  
・使用貸借を解約した旨の通知について

事務局（〇〇） 皆さん、こんにちは。

定刻を少し過ぎておりますが、ただいまから第37回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、19番大平委員、29番田浦委員、30番末吉委員、46番木下委員、また少し遅れると3番林田委員、22番本多委員から連絡がっております。まだ出席されていない委員もおられるようでございますが、出席農業委員数は16名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となりまして議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 改めまして、こんにちは。

本日は、第37回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

今回は、ありえコレジヨホールが新型コロナウイルスワクチンの接種会場となり、会場をここ西有家カムスで開催することになりました。このたび、会場を変更しての開催となり、大変ご迷惑をおかけしております。

さて、今年の梅雨入りは統計史上2番目に早い梅雨入りとなりましたが、南島原市においては大きな災害もなく無事に梅雨明けし、本格的な暑さになってまいりました。急に暑くなりましたので、体調管理には気をつけていただきたいと思います。

また、我々委員の任期も今月末までとなり、現在のメンバーでは最後の総会となりました。委員の皆様におかれましては、3年間大変お世話になりました。本来であれば、皆さんそろって解散会を催すところではありますが、新型コロナウイルス感染症対策のため実施することができないことは、本当に残念であります。

それでは、事務局長から農業委員18名中出席委員は現在16名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に18番中野委員、4番山下委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第209号 農地法第3条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

それでは、2ページをお願いいたします。

今月の案件につきましては、売買が1件の2,380平米、贈与が3件の3,430平米です。

それでは、議案のほうを朗読させていただきます。

（議案第209号 番号1～4を朗読）

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者、第5号の下限面積を下回る場合及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全て許可基準を満たしているものと思われま。以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。1番、2番、深江の案件ですけれども、深江の委員さん、いかがで

しょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 よろしいでしょうか。

3番は布津の案件ですけれども、布津の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 4番については、下限面積が少ないですけれども、足しますと下限面積クリアできる案件になっていますが、西有家の案件ですけれども、西有家の委員さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 よろしいでしょうか。

皆さん、何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 意見がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第210号 農地法第4条の規定による許可申請について** 番号1より、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第210号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。3ページをお願いいたします。

番号1、有家町の〇〇、土地、有家町〇〇、地目畑、地積1, 126平米のうちの7.09平米です。申請の事由につきましては、転用目的、太陽光発電施設用地、営農型太陽光発電施設の一時転用を延長更新したいということでございます。

こちらにつきましては、平成30年9月に営農型発電設備用地への一時転用の許可があった件で、今回、令和3年9月13日までの3年間の許可期限が終了するため、再許可のための申請となります。営農型発電設備につきましては、令和元年6月に設置工事が完了し、既に設置済みとなっております。栽培品目のシキミにつきましては、令和元年11月に定植し、現在育成中のため出荷はありませんが、肥培管理等をされております。これまでと同様、雨水は自然流下となっております。汚水・雑排水につきましては、発生いたしません。資金につきましては、既に完成しておりますので、新たな費用は発生しませんが、もし撤去しなければならない場合等が発生した時のための費用につきましては、自己資金で対応される予定です。以上です。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。7月21日午後2時50分頃、私と〇〇委員、〇〇会長、事務局4名で行ってまいりました。〇〇委員と。場所は、〇〇小学校から上のほうに2kmぐらい上ったところに旧〇〇分校があります。そこから左のほうに200mぐらい入ったところです。ここは、現地調査をして、事務局に何をみればよかじゃろかかって聞いたら、営農、作物の手入れをしてあるかないかを見てもらえばいいということで、草も取ってあって、太陽光内はきれいにしてありました。外はちょっと草がありましたけれども、中はきれいかったです。以上です。皆さんのご審議、よろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。問題ありません。

議長 ほかの委員さんから、何かご意見、ご質問等ありませんか。営農型太陽光発電の更新というこ

とで、一時転用でありますので3年間ということの更新になります。7.09平米というのは柱の部分です。パワコン、柱、電柱の部分を合わせて7.09平米を一時転用という形で3年間の更新。また3年後には更新の時期を迎えることになっております。

ほかの委員さんから何かご質問は……

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 参考までにちょっと質問したいと思います。この営農型、シキミ、この3年間のうち売上げてどのくらいあるのでしょうか。ある程度の営農型で収入がなければ、この許可はまた考えなくてはならないかと個人的には思っておりますので、幾ら収入があったのかなというところ、分かればよろしくお願いします。

議長 現地調査のときに行きまして、植付けが1年ほど遅れて、収穫まで6年という形であります。現在のところ、まだ売上げが出ておりませんが、事務局、実際売上げとなったときにどれくらい発生しますか。

事務局(〇〇) 現在、先ほど説明があったとおり、令和元年11月に定植しておりまして、大体6年くらい育成期間を設けているということで当初の計画からされております。現在、2年目に入り、まだ丸2年たっていない状況で、育成中という状況です。ままだ出荷というか、販売は全くされてないという状態です。

議長 はい、事務局。生産した場合の、計画的にはどれくらいの生産が発生しますか。

現地を見てきましたけれども、今はまだ整備中ということでありまして、6年程度かかるということでありまして、次の更新のときには収穫が始まるのかなとところでありますので、今、ちょっと事務局に計画のところ探してもらっているところですので、しばらくお待ちください。

ちょっと、今、時間がかかるようであれば、後ほど報告をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか、〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 はい。

議長 分かりました。

では、ほかの委員さんから何かご質問は…。

皆さんからほかに意見がないようですので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、営農型太陽発電施設の一時転用許可申請については、長崎県下の農業委員会の申合せにより長崎県農業会議に諮問することとなっておりますので、許可相当として長崎県農業会議に諮問することとし、その後、長崎県農業会議の意見を付して県へ進達いたします。

次に、**議案第211号 農地法第5条の規定による許可申請**について 番号1より、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、**議案第211号 農地法第5条の規定による許可申請**について。4ページをお願いします。

長崎市の〇〇から深江町の〇〇へ、深江町〇〇、地目畑、地積420平米、転用目的は一般個人住宅になっております。現在借り家住まいのため、申請地を購入して住宅を建築したいということでございます。権利の内容につきましては売買で、時期につきましては許可あり次第、期間は永久となっております。

こちらにつきましては、本案件の農地区分は、おおむね300m以内に〇〇支所が存在しますので、第3種農地と思われます。一般住宅、木造平屋建ての建築面積133.16㎡です。雨水

につきましては、自然流下と一部ためますとU字溝を經由して道路側溝へ放流予定です。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流予定です。資金につきましては借入金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。7月21日午後1時20分頃より、〇〇委員、それから〇〇委員、それから私、事務局3名の合計6名で現地を確認してまいりました。現場については、〇〇庁舎より300mぐらい島原寄りになったところで、〇〇中学校から、やはり200mから300mぐらいのところ。そこの前のほうに、写真に見えていますそこは旧国道ですね。そのすぐ上側が現場でございました。

先ほど説明がありましたように、ほとんどその周りのほうは宅地となっていますし、今見えています上のたばこ畑、そこの境のところは畑の水がかなり流れてくるだろうということで、そこにできれば排水口か何かつけられたほうが後々畑のその土の流れ込みがないだろうということで、転用者に話をして帰ってまいりました。排水については、そばに排水口がありましたので、全く問題ないだろうと思いますし、もうあとはその日照権の問題についても、朝日が若干かかるかなという気はしますが、奥のほうに家を建てられるそうですので、そう日照も関係しないというふうに見てまいりました。皆さん方の協議、よろしく願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。ただいま〇〇委員から言われましたとおり、特に問題ないと思います。

議長 北側のほうが、これはたばこを耕作されているのですかね。その方との同意は取れている。

〇〇番〇〇委員 同意は取れているということで聞いております。ただ、その上の畑はかなり勾配があるものですから、その敷地に流れ込むだろうというふうに予測されますので、その工事をされる、擁壁を設置するということでしたので、その水の問題も、十分その建築者の人と相談されたほうがいいですよということで帰ってまいりました。

議長 はい、分かりました。同意がなされているということですね。

ほかの委員さんから、何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、番号2を説明いたします。5ページをお願いいたします。

番号2、布津町の〇〇から布津町の〇〇へ、布津町〇〇、地目畑、地積2,464平米、転用目的、農業用倉庫及び農機具置場。申請地を借りて、農業用倉庫、農機具倉庫を建築したい。権利の内容につきましては賃貸借、時期につきましては許可があり次第、期間は20年間でございます。

本案件の農地区分につきましては、農振農用地の農業用施設用地となっております。農業用倉庫、木造平屋建ての建築面積194平米、農機具倉庫、直管パイプをつないで平屋建てで建築面積231平米です。その他、パレットとコンテナ置きスペースを確保する予定です。雨水につきましては、自然流下で、大雨時は溜枡を經由して道路側溝へ流れるように傾斜させる計画です。

道路側溝につきましては、今、写真がありますけれども、手前のほうの道路側溝と、その反対側の奥側のほうにある道路側溝の2か所のほうになるような計画になっております。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流する予定となっております。資金につきましては、自己資金により賄われます。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これも7月21日午後2時25分ぐらいより、〇〇委員、それから〇〇委員、それからこれは1,000平米以上という農地の転用ということで、〇〇会長、それから〇〇局長も一緒に見ていただき、事務局が3名、合計8名で現場を確認してまいりました。

場所ですけれども、場所は、〇〇保育園の道路の反対側ですけれども、その〇〇保育園の場所については、広域農道の〇〇交差点ですね。その交差点から約50mから70mぐらい海側を下ったところでございます。ここは、北側の入り口のほうをちょっと切り下げて、〇〇保育園側のほうにちょっと盛土をするということで、北側も、南のほうも側溝がありますので、雨水関係については両方に流すということで、問題ないというふうに見てまいりましたし、その下のほうの、境のほうの石垣についても、擁壁の打ち直しをして整備をするということで聞いてまいりました。下の人についての承認カケトリも取れているということでしたので、問題ないのではないかなと思っております。これについては1,000平米以上ということで、〇〇会長さんも来ていろいろ質問していただきまして、大変私たちも、ああ、こんな質問をしていけば良いのかと勉強になりましたので、ありがとうございました。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今言われたとおり、当該面積も広くて、会長、事務局長自らしっかり確認されたと思しますので、問題ないと思います。

議 長 ほかの委員さんから何か、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議 長 よろしいでしょうか。

ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認めます。1,000平米以上の農振農用地内の農業用施設の転用許可申請については、長崎県下農業委員会の申合せにより、長崎県農業会議に諮問することとなっておりますので、許可相当として長崎県農業会議に諮問することとし、その後、長崎県農業会議の意見を付して県へ進達いたします。

次に、番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、番号3番について説明いたします。6ページをお願いいたします。

布津町の〇〇から布津町の〇〇へ、布津町〇〇、地目畑、地積252平米です。転用目的、漁具置場及び駐車場。申請地を譲り受けて、漁具置場及び自家用の駐車場として利用したい。権利の内容につきましては売買で、時期につきましては許可あり次第、期間につきましては永久になっております。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当しますので、第2種農地と思われれます。漁具置場40平米、カーポートを2台分の250平米です。

雨水につきましては自然流下で、大雨の時には道路側溝へ流れるように傾斜をさせる予定です。

汚水・雑排水については発生いたしません。資金につきましては自己資金で賄われます。以上で  
ございます。

議 長 ただいまの説明に対して現地調査の結果をお願いするところではありますが、本会の申合せによ  
り、推進委員についても除斥することとなっておりますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議 長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これも7月21日午後1時40分ぐらいから、〇〇委員、それから  
私、事務局3名、合計5名で現場を確認してまいりました。

場所ですけれども、国道251号で、左手のほうは〇〇バス停という島鉄バス停がありますけ  
れども、そこから10mぐらいのところ。その駐車場兼漁具置場ということで申請があつて  
おりまして、上の大体勾配がついているところが下がっているのですけれども、それを向こうの  
ほうは若干高くして、こっち手前の入り口のほうに勾配を立てて水を流すということで聞いてお  
ります。その雨水かれこれについては、道路の横にありますその道路の側溝に流すということで、  
雨水についての対策は問題ないのではないかなと思って見てまいりました。敷地については砂利  
を敷くということでございました。皆さん方のご協議、よろしく願いいたします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からご意見等ありませんか。  
〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員が言われたとおり、水のほうも入り口のほうに流すとい  
うことで、何ら問題ないかなと見てまいりました。以上です。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議 長 次に、番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、番号4について説明をいたします。7ページをお願いいたします。

有家町の〇〇、〇〇から有家町の株式会社〇〇へ、有家町〇〇外1番。合計の103平米。転  
用目的、進入路用地。申請地を譲り受けて宅地への進入路として利用したい。権利の内容につ  
きましては交換、時期につきましては許可あり次第、期間につきましては永久となっております。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の  
区域で、南島原市役所〇〇庁舎のおおむね周囲500m以内に該当しますので、第2種農地と思  
われます。先月の総会で専決処分を報告した農地法第5条で社員寮への転用許可があった土地  
への進入路が狭いので、4m幅の進入路を整備する予定です。既存の水路につきましては、南島  
原市法定外公共物管理条例に伴う法定外公共物占用許可申請中で、許可後、進入路と同時に水路  
の改修がなされます。雨水につきましては、水路への放流予定。汚水・雑排水については発生い  
たしません。資金につきましては自己資金で賄われます。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。7月21日午後3時30分頃、〇〇委員、〇〇委員、事務局3名で  
見てまいりました。場所は、国道の有家の〇〇がありまして、それより海のほうに300mぐら

い下ったところでは、水路はそのままあまり触らないで、U字溝の上にブロックの蓋があるのですけれども、それを含めて道路を造るということでした。下のほうは、ちょっと埋めて。それで、入り口のところに水路にパイプがあって、そこに配管がされております。そこはもう全然触らないようにして造るということでした。何ら問題ないかなと見てまいりました。審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員が言われたとおり、水路を残してということだったので、大丈夫と思います。以上です。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。  
（「なし」との声）

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。  
（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号5について、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、番号5につきまして、8ページをお願いいたします。

西有家町の〇〇から西有家町の有限会社〇〇へ、西有家町〇〇、地目畑、地積838平米。転用の目的、社宅兼事務所及び駐車場用地。申請地を購入して、会社の社宅兼事務所と駐車場を整備したい。権利の内容につきましては売買、時期につきましては許可あり次第、期間につきましては永久となっております。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当しますので、第2種農地と思われまふ。社宅兼事務所は、木造平屋建ての建築面積203.38平米。駐車場につきましては、碎石舗装の面積327.64平米です。雨水につきましては、自然流下及び溜枡を経由し、道路側溝に放流となっております。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流となっております。資金につきましては、自己資金と借入金により賄われます。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。7月21日午後4時10分頃、〇〇委員、〇〇委員、事務局3名で見えてまいりました。

場所は、西有家の〇〇が横にあつて、〇〇より100mぐらい西側の土地でした。そこ、周り全部住宅になつていて、前の道の側溝が入つていて、何ら問題ないかなと見てまいりました。審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員の報告どおり、何ら問題ないと思ひます。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。  
（「ありません」との声）

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。  
（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号6について、事務局より説明をお願いします。



事務局（〇〇） それでは、番号6、9ページをお願いいたします。

南有馬町の〇〇から布津町の株式会社〇〇へ、南有馬町〇〇外1筆。地目畑、2筆合計の1,145平米。転用の目的、資材置場。申請地を借りて建設工事の土砂仮置場として利用したい。権利の内容につきましては使用貸借、時期につきましては許可日からとなっております。期間につきましては1年間ということになっております。備考欄に書いてありますけれども、一時転用ということで、許可日から1年間となっております。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当しますので、第2種農地と思われれます。本案件につきましては、南島原市発注の公共工事に伴う土砂の仮置場を2か所ですね。2か所の合計面積が1,145平米となっております。土砂の積上げの高さにつきましては、1.5mまでの高さで、隣接の隣との間に1m以上の緩衝地を設けております。

雨水につきましては、農地に影響がないように止水堤を設置して、水路のほうに放流となっております。汚水・雑排水については、発生いたしません。資金につきましては、自己資金で賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これは、7月21日午前11時頃より、〇〇委員、また〇〇委員、事務局3名と見てまいりました。

場所は、〇〇がありますが、そこから旧島原鉄道の線路をくぐり抜け、口之津方面へ200mぐらい行ったところですよ。ここは以前、昨年、一昨年ぐらいですか、太陽光発電の設置で〇〇委員が、現地確認に行かれたのではないかなと思っております。そこが申請地となっております。今見えている手前のほうを進入路として使われ、奥の面積が広いほうを25cmほど表土を剥いで、工事により出た残土を1m50cmぐらい盛土をして使用するということでした。雨水に関しても、こちらのほうは川があり、もう一か所のほうは側溝があり、何ら問題はないかと思っております。皆さんの審議、お願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。何ら問題はないと思われれます。

議長 一時転用ということで、1年間ということで、耕作土を剥いで、横にためておいて、1年後、またそれを戻して原状復帰をするという申請であります。

ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

（「ありません」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号7について、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、番号7番、10ページをお願いいたします。

口之津町の〇〇から口之津町の〇〇へ、口之津町〇〇外2筆、合計の205平米です。地目は田です。転用の目的、一般個人住宅。現在借家住まいのため、申請地を譲り受けて住宅を建築したい。権利の内容、贈与、時期、許可日、期間、永久となっております。

こちらにつきましては、農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われれます。一般住宅、木

造平屋建ての建築面積64.58平米です。

雨水につきましては、道路側溝と旧島鉄用地の隣接地になりますけれども、そちらのほうに既存の水路がありますので、そちらと両方に放流予定となっております。汚水・雑排水につきましては、公共下水道に接続となっております。資金につきましては自己資金により賄われます。以上でございます。

あと、10ページの資料のほうに、申請の事由のところになりますけれども、「申請地を購入して」と書いてありますが、「申請地を譲り受けて」に修正をお願いします。

議長 この案件の現地調査の結果を、〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今日、21日の10時25分頃から、〇〇委員、〇〇委員、私、事務局3名で見てまいりました。

先ほど事務局から説明がありましたように、合併浄化槽とかがちゃんと設備してある国道がありますので、そちらのほうに下水道がありますので、そっちに接いで、それで雨水はその家が建つところのちょうど島鉄の鉄道があったところの間に、自分の土地ちゃんと大きい水道が設置してありまして、雨水なんかはそちらを流れるので、何も問題ないと見てまいりました。よろしくお願ひいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇が説明されたとおり、何も問題ないと思います。

議長 この地図を見ますと、現地の両サイド、西側、東側は農地となっておりますけれども、ここは田ですか。

〇〇番〇〇委員 すみません。説明をしていませんでした。失礼しました。

それは、この家を建てられるお父さんの土地ですので、何ら問題ないと思います。

議長 両サイドですか。

〇〇番〇〇委員 はい。

議長 ここは田ですか。

〇〇番〇〇委員 はい。地目は田になっていますね。それで、もうこの道路ができてからは、畑の状態  
で みたいですね。

議長 土地の表示が田となっておりますので、この水利の問題はちゃんと確保しておられる……

〇〇番〇〇委員 今度家が建つ土地の島鉄の線路側のほうに自分の土地の内にU字溝の大きいやつを  
造って、ちゃんとしてありました。

議長 分かりました。

ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

それでは、議案第210号の中で質問がなされましたけれども、事務局、よろしいでしょうか。  
よろしいですか。

事務局(〇〇) 先ほどの4条のシキミの。

議長 〇〇委員からの質問があった案件でございます。

事務局(〇〇) 先ほど第4条の案件のときの〇〇の質問に対してですけれども、シキミについて採れる  
ようになったらということですが、計画上では200g掛ける200束ということで、

単収が40kgとしてあります。これが10a当たりの収穫量と計画されております。価格につきましては、60cm程度の大きさで、大体160円ぐらい1束ですね。あと、ちょっと短くなると100円ぐらいの価格で販売する計画です。

議長 その生産というのは80%以上ということでの今の発表ですか。一般的には80%以上生産しなければならないということが、太陽光の営農型の条件ということになっておりますけれども、80%以上生産の場合にそれだけということですか。

事務局(〇〇) はい。計画上では、単収で考えたときに、40kgというのが、この基準の単収の8割の数値ということで、計画されております。

議長 8割は担保されるということですね。  
〇〇番〇〇委員、それでよろしいでしょうか。  
はい、ありがとうございました。

次に、**議案第212号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。  
事務局(〇〇) 議案212号 農地利用集積計画の決定について説明いたします。11ページをお願いいたします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規の5件、6,311平米、再設定が12件の2万4,119平米の合計17件の3万430平米です。使用貸借権は新規が2件、4,895平米の、こちらは合計の同ですね、2件の4,895平米です。所有権移転が3件、2,701㎡です。中間管理事業(一括方式分)が、賃貸借権が新規3件の5,623平米で、使用貸借権が新規1件の855平米です。

それでは、個々の案件については朗読しますが、再設定につきましては朗読を割愛させていただきます。

それでは、11ページをお願いいたします。

(議案第212号 賃貸借権 番号1～5新規設定、使用貸借権 番号18～19新規設定、所有権移転 番号20～22、中間管理事業(一括方式分) 番号22～25新規設定を朗読)以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、質問等を伺うところではありますが、14ページの番号21は、出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いて、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」との声)

次に、次に番号21について審議しますので、農業委員会に関する法律第31条の規定により除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 番号21について、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「ありません」との声)

議長 では、〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議長 ご意見がありませんので、議案第212号 農用地利用集積計画は、承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、16ページありますが、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

17ページ、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、ご覧ください。18ページも同じです。

以上をもちまして、議案を終了させていただきます。